

○大隅肝属広域事務組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大隅肝属広域事務組合が発注する建設工事並びに建設工事に附帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）の適正な施行を確保するため、建設工事等の指名競争入札に際しての有資格業者（大隅肝属広域事務組合建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登録された者及びこれらの者により構成される共同企業体をいう。以下同じ。）に対する指名停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 管理者は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定による指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者の指名は行わないものとし、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者に下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 管理者は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 管理者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1

年を経過するまでの間に、別表第1各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2各号又は別表第3各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 管理者は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について行った指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第5条 管理者は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行うときは指名停止通知書（別記第1号様式）により、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更するときは指名停止期間変更通知書（別記第2号様式）により、同条第6項の規定により指名停止を解除するときは指名停止解除通知書（別記第3号様式）により遅滞なく有資格業者に対し、通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が組合の発注した建設工事等の全部又は一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、指名停止期間の始期において、既に建設工事等の下請負

人となっている有資格業者は、当該建設工事等に限り、下請負人となることができる。ただし、別表第1第9号及び別表第2第10号に掲げる措置要件に該当する場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名委員会への付議)

第9条 管理者は、有資格業者について、第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除するときは、あらかじめ大隅肝属広域事務組合建設工事等指名委員会の審議を経るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

工事関係事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大隅肝属広域事務組合の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格確認申請書、入札参加希望申出書その他の入札前の提出すべき調査書類に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 大隅肝属広域事務組合と締結した契約に係る建設工事等（以下この表において「組合発注工事」という。）の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>3 大隅肝属広域事務組合の構成市町における建設工事等で、組合発注工事以外の建設工事等（以下この表において「一般工事」という。）の施行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、組合発注工事の施行に当たり、契約に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上4月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 組合発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>7 組合発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p> <p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(経営不振)</p> <p>9 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。</p>	<p>当該事実を知った日から1月以上12月以内</p>

別表第2（第2条、第4条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次に掲げる者が大隅肝属広域事務組合職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	6月以上24月以内
(2) 有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で前号に掲げる以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3月以上18月以内
(3) 有資格業者の使用人（以下「使用人」という。）	2月以上12月以内
2 次に掲げる者が県内の他の公共機関（国の機関、県、大隅肝属広域事務組合の構成市町以外の市及び町村、公社、公団等をいう。以下この表において同じ。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3月以上18月以内
(2) 一般役員等	2月以上12月以内
(3) 使用人	1月以上6月以内
3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3月以上12月以内
(2) 一般役員等	2月以上8月以内
(3) 使用人	1月以上4月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この表において「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2月以上9月以内
5 大隅肝属広域事務組合と締結した契約に係る建設工事等（以下この表において「組合発注工事」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上9月以内
(談合)	
6 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用	逮捕又は公訴を

<p>人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>知った日から2月以上12月以内</p>
<p>7 大隅肝属広域事務組合発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上24月以内</p>
<p>8 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>9 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑に処せられ、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (営業の停止)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>10 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止を受けたとき。</p>	<p>当該停止のあったことを知った日から3月以上24月以内</p>

別表第3（第2条、第4条関係）

その他の措置基準

措置要件	期間
<p>(故意による粗雑工事)</p> <p>1 大隅肝属広域事務組合と締結した契約に係る建設工事等（以下この表において「組合発注工事」という。）の施行に当たり、故意に建設工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>2 大隅肝属広域事務組合の構成市町内における建設工事等で、組合発注工事以外の建設工事等の施行に当たり、故意に建設工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上6月以内</p>
<p>(落札者に対する妨害行為)</p> <p>3 組合発注工事において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>(監督又は検査に対する妨害行為)</p> <p>4 組合発注工事において、監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>5 組合発注工事において、正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から3月以上12月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>6 次のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、組合発注工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>指名停止をした日から当該の期間を経過し、工事の請負契約の相手方として適切と認められる状態となる日まで</p>
<p>(1) 有資格業者（有資格業者の代表役員等、一般役員等その他有資格業者の経営に事実上参加しているものを含む。以下「有資格業者等」という。）が、集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月以内</p>
<p>(2) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用する等していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12月以内</p>
<p>(3) 有資格業者等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営及び運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して、直接若しくは間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に</p>	<p>当該認定をした日から9月以内</p>

<p>協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>(4) 有資格業者等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 有資格業者等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 有資格業者等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営及び運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(7) 有資格業者等が、組合発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営及び運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。</p> <p>(8) 有資格業者等が、組合発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団若しくは暴力団関係者が経営及び運営に実質的に関与していると認められる資材販売業者又は産業廃棄物処理業者から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設その他の施設を使用したとき。</p> <p>(9) 有資格業者等が、暴力団若しくは暴力団関係者から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出をせず、又は組合発注工事に関し、暴力団若しくは暴力団関係者から不当介入を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ、管理者へ報告しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以内</p> <p>当該認定をした日から6月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から3月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から2月以上4月以内</p>
--	---

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

大隅肝属広域事務組合

管理者 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 様が ことは、誠に遺憾であります。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

記

- 1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 指名停止の理由

注 （ ）書きは、第5条第2項の適用がある場合に使用する。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名
様

大隅肝属広域事務組合

管理者 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指
名停止を行った旨を通知したところですが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を
変更したので通知します。

記

- 1 変更前の指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 変更後の指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 変更の理由

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

大隅肝属広域事務組合

管理者 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を
行った旨を通知したところですが、この度、当該指名停止を解除したので通知します。